

No.	場面	質問	答え
1	申請全般	押印が必要な書類はどれですか。	使用印鑑届兼委任状のみ押印が必要です。それ以外の書類については、押印不要です。
2	申請全般	経審通知書の最新分が届いていません。	最新分の経審通知書が手元に届いていない場合は、申請期間の末日において有効な経審通知書を提出できれば、申請の受付は可能です。
3	申請全般	直近1年度に業務(工事)の実績がありません。	直前2年度に実績があれば登録は可能です。この場合、直前1年度の実績は0円になります。
4	申請全般	申請を行ったが、審査の経過について知りたい。	経過についてはお答えできません。業者登録名簿への登載内容は4月1日以降に姫路市ホームページでご確認ください。
5	申請全般	申請書類の送付方法の指定はありますか。レターパックや宅配便で送付してもいいですか。	申請書類等の送付方法に指定はありません。 なお、郵送申請時は本市に到達するまでに時間がかかるため、特に締切日直前に送付する場合は、到達日が確認できる方法で送付してください。 締切日以降に到達したものは受け付けできません。
6	申請全般	消せるボールペン(フリクション等)で記入してもいいですか?	消せるボールペンの使用は不可です。 消せるボールペンで記入し、提出された場合、返却の上、締切日までに再度提出をお願いすることとなります。
7	新規申請 業種等追加	役務提供について、業種等一覧に該当する業種がありません。「280 その他の役務提供」に登録すればいいですか?	「280 その他の役務提供」は例示されているもの以外は登録できません。該当する業種がわからない場合は、お問い合わせください。
8	新規申請 業種等追加	申請書に誤った内容を記載してしまいました。訂正印は必要ですか?	不要です。二重線で訂正してください。
9	新規申請 業種等追加	申請書の書き方がわかりません。	記入例や姫路市業者登録申請要領をご確認の上、記入してください。 記入内容で申請意思が確認できない場合、登録できない場合があります。
10	新規申請	登記とは異なる住所を登録したい。	法人の業者登録の本店は、原則として登記上の住所での登録となります。 ただし、建設工事及び測量の業種に登録する場合は、それぞれの許可上の住所での登録となりますので、許可上の住所を記入してください。
11	新規申請	姫路市内に本店がある業者ですが、姫路市内の支店等に委任をしたいです。	姫路市内の業者の委任は認めていません。
12	継続申請	令和7年に業者登録をしていますが、業種の追加をしたいです。電子申請できますか?	業種追加する場合は、電子申請はできず、郵送申請となります。「姫路市業者登録申請書」の交付を受け、郵送申請してください。
13	継続申請	受付番号・相手方番号が分かりません。	12月中旬に送付する「令和8・9年度姫路市業者登録申請のご案内」に記載しています。 わからない場合は、空欄でも構いません。
14	継続申請	登録案内が届きません。	受任者を設定している場合、受任者あてに送付しています。 紛失された方はHPより「電子申請用ID・パスワードの再交付申請書」をダウンロードし、再交付の申請を行ってください。
15	確定申告書	確定申告書に受付印がありません。	税務署へ提出する申告書等について、令和7年1月からの申告書等の控えへの収受日付印の押印が廃止されていますので、受付印のない確定申告書で問題ありません。ただし、税務署へ提出済みの申告書等の写しを提出してください。申告内容によっては、他の書類提出を求める場合があります。
16	電子申請	納税証明書が添付できない。	電子申請時に添付できる納税証明書は電子納税証明書(xmlファイル)のみです。 PDFで交付された納税証明書については、印刷したものを添付してください。
17	電子申請	電子申請に必要なID・パスワードが分からず。	12月中旬に送付する「令和8・9年度姫路市業者登録申請のご案内」に記載しています。 紛失された方はHPより「電子申請用ID・パスワードの再交付申請書」をダウンロードし、再交付の申請を行ってください。
18	電子申請	ID・パスワードを入力しても入れない。	電子入札用のID・パスワードを使用していませんか? 電子申請用のID・パスワードは、12月中旬に送付する「令和8・9年度姫路市業者登録申請のご案内」に記載しています。
19	電子申請	会社名、代表者の名前が入力できない。	電子申請システムではJIS第一水準漢字、及びJIS第二水準漢字が使用可能です。これら以外の漢字は入力できません。 なお、これまで使用されていた、これら以外の文字については、新字体での文字に置き換えています。 (例:高→高、崎→崎)
20	使用印鑑届兼 委任状	受任者印がありません。会社印でもいいですか?	契約等に使用する印鑑であるため、受任者を表す印鑑が必要です。会社印は使用印鑑として認められません。 会社として受任印を作成していない場合、受任者個人の印鑑を使用してください。
21	関連企業申告 書	関連企業がない場合、関連企業申告書を提出しなくてもいいですか。	関連企業がない場合でも、「該当の有無」欄で「無」に○をつけて、必ずご提出ください。